

# 定時株主総会参考書類＜別冊＞

## 定時株主総会

■ 事業報告	P. 1 ～ P.15
■ 計算書類	P.16 ～ P.17
■ 連結計算書類	P.18 ～ P.19
■ 監査報告書	P.20 ～ P.22

株式会社沖縄銀行

証券コード8397

## **1 当行の現況に関する事項**

### **(1) 事業の経過及び成果等**

#### **主な事業内容**

当行は、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、有価証券投資業務、国債等窓販業務及び信託業務等を行っております。

#### **金融経済環境**

2020年度の国内経済は、新型コロナウイルス感染症が経済活動に影響を与え、厳しい状況となりました。海外経済の改善により、輸出、設備投資は持ち直しの動きがみられましたが、個人消費の弱含みに加えて雇用環境にも弱い動きがみられ、総じて回復基調にあるものの、一部に弱さがみられるために、下振れリスクに注意が必要な状況となりました。

このような状況下、県内景況は後半にかけて復調の動きがみられたものの、個人消費は一部に弱さがみられ、建設関連でも弱含みが続いていることに加え、観光関連においても下押しの動きがみられることなどから、総じて厳しい状況となりました。

#### **当行の業況**

このような環境のもと、「中期経営計画 (2018～2020)」の最終年度として、経営戦略に基づく各施策の着実な実行により、お客さまの生産性の向上に向けたサービスの拡充と連結収益力の強化に努めた結果、当事業年度の業績は、次のとおりとなりました。

#### **【預 金】**

預金は、これまでの個人預金を中心とした取引推進、法人取引先へのSR（ストロングリレーション）活動による取引深耕・従業員取引の推進に加え、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う法人・個人の手元資金確保の動きにより流動性預金が増加した結果、銀行・信託勘定合計で前年度末比2,640億円増加の2兆3,474億円となりました。

#### **【貸 出 金】**

貸出金は、これまでの生活密着型ローンの営業強化による住宅ローン・アパートローンの推進や、中小企業等に対する事業性評価に基づいた融資推進に加え、新型コロナウイルス感染症拡大に対し中小企業等への積極的な支援に取組んだ結果、銀行・信託勘定合計で前年度末比682億円増加の1兆7,204億円となりました。

### 【有価証券】

有価証券は、国内債券を中心に、金融市場動向を睨みながら資金の効率的運用と安定収益の確保に努めた結果、前年度末比475億円増加の4,210億円となりました。

### 【損益状況】

経常収益は、有価証券利息配当金及び株式等売却益は増加したものの、国債等債券売却益、貸出金利息及びその他の受入利息の減少などにより、前年度比5億35百万円減少の364億73百万円となりました。

また、経常費用は、与信費用は増加したものの、預金利息及び有価証券関係損失の減少などにより、前年度比1億67百万円減少の301億9百万円となりました。

この結果、経常利益は、前年度比3億68百万円減少の63億63百万円、当期純利益は、前年度比3億83百万円減少の45億22百万円となりました。

### 対処すべき課題

地域金融機関を取り巻く環境は、少子高齢化等の進行による地域経済の縮小が懸念される中、今般の新型コロナウイルス感染症による経済活動への打撃により不透明さが急速に高まっております。また、金融緩和政策等による金融機関同士の競争に加え、ICTの進展による異業種からの金融分野への進出が活発化し、金融競争がより一層激化していくものと想定されます。加えて、コロナ禍を契機としたデジタルライゼーションの一層の加速により、お客さまのライフスタイルや価値観も多様化し、お客さまのニーズは益々高度化していくものと想定されます。

このような環境において、地域金融機関には、地域経済の活性化に資する事業活動を支援し、総合的な経済力の向上を通じた経済の活性化、金融の円滑化に資する資金の供給のみならずコンサルティング機能を通じた多面的な支援が求められていると認識しております。

こうしたなか、当行ではお客さまのあらゆるニーズに的確かつ柔軟に対応し、地域に根ざした企業グループとして地域社会の持続可能な成長を牽引していくために、非金融サービスを含む事業領域の拡大やグループガバナンスの一層の強化、経営資源の適切な配分などによる10年後をフォーカスティングした体制の構築をめざして、持株会社体制という新たなグループ経営形態への移行が必要であると判断いたしました。

持株会社体制では、「総合金融サービスグループ」から、「金融をコアとする総合サービスグループ」へ進化することで事業領域を拡大し、地域の課題を金融サービス、非金融サービスの両面の総合サービス力で解決し、地域社会の価値向上と持株会社グループの持続的成長をめざしてまいります。また、持株会社は、グループガバナンスの強化という設立趣旨に鑑み、監査等委員会設置会社として設立し、監査等委員会が業務執行の適法性、妥当性の監査・監督を担うことでより透明性の高い経営を実現し、コーポレートガバナンスの一層の強化を図ってまいります。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
預	金	1,976,986	2,013,587	2,063,642	2,331,292
	定期性預金	711,480	675,932	677,897	653,037
	その他	1,265,506	1,337,654	1,385,744	1,678,255
貸	出金	1,560,922	1,630,450	1,651,104	1,719,445
	個人向け	554,721	570,229	579,699	585,000
	中小企業向け	811,234	866,047	886,687	932,124
	その他	194,966	194,173	184,717	202,320
有	価証券	458,406	392,320	373,573	421,084
	国債	159,811	126,735	111,069	105,328
	地方債	90,833	103,026	103,502	155,948
	その他	207,761	162,558	159,001	159,808
総資産		2,203,084	2,231,718	2,276,437	2,645,385
内国為替取扱高		12,213,714	14,330,784	14,453,855	14,524,998
外国為替取扱高		百万ドル 12,128	百万ドル 9,843	百万ドル 12,152	百万ドル 5,756
経常利益		8,852	9,575	6,731	6,363
当期純利益		6,216	6,824	4,905	4,522
1株当たり当期純利益		円 銭 259 06	円 銭 284 74	円 銭 205 85	円 銭 190 03
合同運用指定金銭信託		28,300	23,496	19,805	16,203
	貸出金	1,629	1,285	1,062	966
	その他	26,671	22,211	18,743	15,237
信託財産		28,300	23,496	19,805	16,203
信託報酬		209	156	118	102

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を除く期中の平均発行済株式数で除して算出しております。
3. 2018年度より、役員報酬B I P信託による株式報酬制度を導入し、役員報酬B I P信託が保有する当行株式を計算書類において株主資本中における自己株式として計上しております。役員報酬B I P信託が保有する当行株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

### (3) 使用人の状況

	当 年 度 末
使 用 人 数	1,167人
平 均 年 齢	37年10月
平 均 勤 続 年 数	14年7月
平 均 給 与 月 額	329千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 使用人数には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員は含まれておりません。
3. 平均給与月額は、時間外勤務手当を含み賞与を除く3月中の平均額であります。

### (4) 営業所等の状況

#### イ. 営業所数

	当 年 度 末
那 覇 地 区	24店 (うち出張所2)
浦 添 地 区	6店 (うち出張所ー)
南 部 地 区	7店 (うち出張所1)
中 部 地 区	19店 (うち出張所ー)
北 部 地 区	5店 (うち出張所ー)
先 島 (宮 古 ・ 八 重 山)	3店 (うち出張所1)
県 外 (東 京)	1店 (うち出張所ー)
合 計	65店 (うち出張所4)

- (注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を207カ所に設置しております。なお、設置台数は211台となっております。

#### ロ. 当年度新設営業所

該当事項はありません。

- (注) 当年度において店舗外現金自動設備を「ユニオン豊見城出張所」ほか4カ所新設、「ファミリーマート寒川出張所」ほか30カ所を廃止いたしました。

#### ハ. 銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の主要業務
iBankマーケティング株式会社	福岡市中央区西中洲6番27号	情報処理・情報通信サービス業

- 二. 銀行が営む銀行代理業等の状況  
該当事項はありません。

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	1,490
---------	-------

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
ソフトウェア関連	664
事務機器関連	353
営業店移転関連（建物・動産）	159

ハ. 重要な設備の処分等

(単位：百万円)

営業店（土地・建物）	125
------------	-----

## (6) 重要な親会社及び子会社等の状況

### イ. 親会社の状況

該当事項はありません。

### ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
おきぎん保証株式会社	那覇市古波蔵3丁目8番8号	信用保証業務	百万円70	100.00%	—
おきぎんビジネスサービス株式会社	那覇市泉崎1丁目21番13号	銀行事務代行業務 現金精査整理業務 現金自動支払機等管理業務	百万円10	100.00%	—
株式会社おきぎん経済研究所	那覇市牧志1丁目3番45号	金融・経済の調査・研究業務 経営相談業務	百万円10	100.00%	—
おきぎん証券株式会社	那覇市久米2丁目4番16号	金融商品取引業務	百万円850	100.00%	—
美ら島債権回収株式会社	那覇市牧志1丁目3番45号	債権管理・回収業務	百万円500	91.00%	—
株式会社おきぎんエス・ピー・オー	宜野湾市真志喜1丁目13番16号	コンピュータ関連業務	百万円11	24.67%	—
株式会社おきぎんジェーシービー	那覇市久茂地2丁目12番21号	クレジットカード業務 信用保証業務	百万円50	34.00%	—
株式会社おきぎんリース	那覇市前島2丁目21番1号	リース業務 割賦販売業務	百万円100	40.50%	—

(2021年3月31日現在)

- (注) 1. 当行の連結対象子会社は、上記の重要な子会社8社です。  
2. 資本金及び当行が有する子会社等の議決権比率は、単位未満を切り捨てて表示しております。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行62行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称A C S）を行っております。
2. 地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称M I C S）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行62行の共同出資会社、略称C N S）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 沖縄県農業協同組合とA T M利用手数料の相互引き下げを行っております。
5. ゆうちょ銀行A T Mネットワークと当行A T Mネットワークを株式会社エヌ・ティ・ティ・データの共同利用型情報データ通信システム（略称C A F I S）を介して接続し、現金自動設備の相互利用による現金引出し、現金入金、残高照会のサービスを行っております。
6. 沖縄総合警備保障株式会社の提供する多機能型A T M（MMK）賃貸サービスにより、沖縄県内4金融機関（当行・沖縄海邦銀行・コザ信用金庫・沖縄県農業協同組合）で店舗外現金自動設備の共同運営を行い、現金引出し等のサービスを行っております。
7. セブン銀行A T Mネットワークと当行A T Mネットワークを株式会社エヌ・ティ・ティ・データの共同利用型情報データ通信システム（略称C A F I S）を介して接続し、現金自動設備の現金引出し、現金入金、残高照会のサービスを行っております。また、セブン銀行と共同で海外発行カード対応A T Mを設置しております。
8. コンビニA T M（イーネット、L A N S）と当行A T Mネットワークを株式会社エヌ・ティ・ティ・データの共同利用型情報データ通信システム（略称C A F I S）を介して接続し、現金自動設備の現金引出し、現金入金、残高照会のサービスを行っております。
9. 北海道銀行とA T M利用手数料の相互引き下げを行っております。また、北海道銀行と共同で海外発行カード対応A T Mを設置しております。
10. 琉球銀行とA T M利用手数料の相互引き下げを行っております。
11. 三菱U F J銀行と地方創生に関する包括連携協定を締結しております。
12. 福岡銀行と地域経済活性化に関する連携協定を締結しております。
13. 琉球銀行と包括業務提携（沖縄経済活性化パートナーシップ）を締結しております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。



## 2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

### (1) 会社役員の状態

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
玉城 義昭	取締役会長（代表取締役） 監査部担当		
山城 正保	取締役頭取（代表取締役）		
金城 善輝	専務取締役（代表取締役） 総合企画部、人事部担当		
山城 達彦	常務取締役 営業本部（営業推進部、法人事業部、デジタル事業部）証券国際部担当		
伊波 一也	常務取締役 リスク管理部、審査部、融資部担当		
高良 茂	常務取締役 システム部、事務部、業務革新部担当		
細見 昌裕	取締役（社外取締役）		
安藤 弘一	取締役（社外取締役）		
当山 恵子	取締役（社外取締役）	当山恵子司法書士・税理士事務所 代表	
伊計 衛	常勤監査役		
本永 浩之	監査役（社外監査役）	沖縄電力株式会社 代表取締役社長	
大城 肇	監査役（社外監査役）	琉球大学 特別顧問 沖縄セルラー電話株式会社 社外取締役	
村上 尚子	監査役（社外監査役）	こころ法律事務所 代表 沖縄弁護士会 会長	

- (注) 1. 取締役の細見昌裕氏、安藤弘一氏及び当山恵子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役の本永浩之氏、大城肇氏及び村上尚子氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 細見昌裕氏、安藤弘一氏、当山恵子氏、本永浩之氏、大城肇氏及び村上尚子氏は、株式会社東京証券取引所及び証券会員制法人福岡証券取引所に対し、独立役員として届け出を行っております。

## (2) 会社役員に対する報酬等

イ. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針及び決定方法

(イ) 取締役（独立社外取締役を除く）

取締役（独立社外取締役を除く）の報酬等は、以下の基本方針に沿って決定しております。

1. 「地域密着・地域貢献」の経営理念の実現に向けた経営陣のインセンティブを高めるものであること。
2. 中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意識を高めるものであること。
3. 株主との利益意識の共有を図れるものであること。

報酬体系は、基本方針を踏まえ、「基本報酬」（固定報酬）、「賞与」（短期業績連動報酬）、「株式報酬」（長期業績連動報酬）で構成されており、「固定報酬」と「業績連動報酬（長短含む）」間の比率については、中長期的視点に立脚した経営の重要性に鑑み、「固定報酬」が約6割、「業績連動報酬」が約4割としております。さらに、「業績連動報酬」については、「株式報酬」が固定報酬部分を含む全体の約3割、「賞与」が同全体の約1割としております。

報酬水準の妥当性については、同規模地方銀行の水準をベンチマークとして、概ね3年に1度の頻度で検証しております。

当該方針の決定方法については、取締役会から、委員長及び委員の過半数を独立社外取締役で構成する「指名・報酬諮問委員会」へ諮問し、同委員会において報酬に関する基本的な考え方、個人別の役員報酬などを審議した答申結果を踏まえ、取締役会で決定いたします。

(ロ) 独立社外取締役及び監査役

独立社外取締役と監査役の報酬については、独立性の観点から、「固定報酬」のみで構成しております。

固定報酬の総額水準・個別水準については、ベンチマーク地銀とのバランス、業務執行取締役と常勤監査役間のバランス、独立社外取締役と独立社外監査役間のバランスに配慮し、株主総会で決議された報酬枠の範囲内において、独立社外取締役については取締役会で、監査役については監査役の協議により個別報酬を決定しております。

(ハ) 当該方針の内容の概要

「基本報酬」（固定報酬）については、株主総会で決議された報酬枠の範囲内において、役位、職務内容、責任の大きさ等の配布基準に基づき、取締役会で個別報酬を決定しております。支給については、在任中

に定期的に行われるものであります。

「株式報酬」については、B I P 信託を活用しております。B I P 信託の内容（信託期間、信託に拠出する上限金額、各取締役に対する株式配分方法など）については、取締役会で決定し、株主総会で決議を得ております。なお、株式報酬に係る変動部分の指標は、中期経営計画の収益目標を達成することで、中長期的な業績向上と貢献意欲を高めるため、中期経営計画に掲げた指標である「コア業務純益」及び「連結当期純利益 R O E」としてしております。個別報酬への配分は、株主総会での決議内容を踏まえて具体的な配分基準を取締役会で決定し、この基準に基づき毎年実施しております。また、透明性確保の観点から、毎年の配分結果について取締役会へ報告しております。支給については、退任後に行われるものであります。

「賞与」については、連結当期純利益の水準に連動して受け取ることができる賞与総額テーブルを予め定めており、毎年、賞与総額を取締役会で決定し、株主総会での決議を得ております。個別の配分については、役位と業績貢献度に基づいて、取締役会で決定しております。支給については、在任中に定期的に行われるものであります。

また、重大な不祥事などの事由が発生した場合には、支給済み、確定済みの報酬（株式報酬など）の返還を求めることができることとしております。返還を求めることができる期間は重大な不祥事などの事由が発生した時点より1年間遡ることができ、「指名・報酬諮問委員会」の審議を経て、その答申結果を踏まえて、取締役会で決定することとしております。

なお、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容については、「指名・報酬諮問委員会」で、基本方針に沿った内容であるか審議を行い、その答申結果を踏まえて、取締役会で決定しております。

□. 役員区分ごとの報酬等の種類別の総額

(単位：百万円)

区 分	支給人数 (名)	報酬等の総額	基本報酬	業績連動報酬		非金銭報酬
				賞与	株式報酬	
取締役	11	171	107	16	48	—
監査役	5	38	38	—	—	—
計	16	210	145	16	48	—

(注) 1. 業績連動報酬として取締役に対して賞与並びに株式報酬を支給しております。  
「賞与」は、業績向上への意欲や士気を高めるため、毎連結会計年度の親会社株主に  
帰属する当期純利益を勘案し、予め定めた役位に応じた支給額に基づき決定しており  
ます。なお、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は5,207百万円であり  
ます。

「株式報酬」については役位や業績目標の達成度合い等に応じて、当行株式及び当行  
株式の換価処分金相当額の金銭の交付及び給付を行うインセンティブプランであり、  
固定部分と変動部分で構成されております。固定部分は、役位に応じて予め決定した  
支給額に基づいて算出したポイントを付与します。変動部分は、業績連動報酬に係る  
指標の達成率に応じ、予め取締役会において決定した役位毎の基準額から固定部分を  
差し引いた額を基準株価（平均株価）で除して算定されたポイントを付与します。ま  
た、付与されたポイントについては、1ポイントにつき当行普通株式1株として換算  
し、退任後に交付します。株式報酬に係る変動部分の指標は、中期経営計画の収益目  
標を達成することで、中長期的な業績向上と貢献意欲を高めるため、中期経営計画に  
掲げた指標である「コア業務純益」及び「連結当期純利益ROE」としております。

項目	目標とする指標	2021年3月期実績
連結当期純利益ROE	4%	3.46%
コア業務純益	75億円	87億円

※ 連結当期純利益＝親会社株主に帰属する当期純利益

※ 連結当期純利益ROEは株主資本ベース

2. 第79回定時株主総会において、取締役の報酬額は年額132百万円以内（うち社外取  
締役は15百万円以内）、監査役の報酬額は年額40百万円以内として、それぞれ承認さ  
れております（当時の取締役の員数は10名、監査役の員数は4名）。また、上記とは別  
枠で、第87回定時株主総会において、業績連動型株式報酬制度に基づく株式報酬額は、  
対象期間ごとに拠出する金員の上限を350百万円（社外取締役及び監査役を除き、執  
行役員を含む）として承認されております（当時の取締役の員数は10名）。

### (3) 責任限定契約

氏名	責任限定契約の内容の概要
細見昌裕	会社法第423条第1項に定める賠償責任について、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失が無いときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、当行に対して損害賠償責任を負う契約を締結しております。
安藤弘一	
当山恵子	
本永浩之	
大城肇	
村上尚子	

### (4) 補償契約

- イ. 在任中の会社役員との間の補償契約  
該当事項はありません。
- ロ. 補償契約の履行等に関する事項  
該当事項はありません。

### (5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当行は取締役（社外含む）および監査役（社外含む）全員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を締結しております。これにより役員等がその職務の執行に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）等を補填することとしております。なお、当該保険料の9割を当行が負担しております。また、全員が当該保険の被保険者となります。保険契約は1年間であり、当該保険の更新時においても上記内容での更新を予定しております。

## 3 社外役員に関する事項

### (1) 社外役員の兼職その他の状況

(年度末現在)

氏名	兼職その他の状況
細見昌裕	
安藤弘一	
当山恵子	当山恵子司法書士・税理士事務所 代表
本永浩之	沖縄電力株式会社 代表取締役社長 同社は当行の大株主、かつ預貸金取引先であります。
大城肇	琉球大学 特別顧問 沖縄セルラー電話株式会社 社外取締役 同社は当行の預金取引先であります。
村上尚子	こころ法律事務所 代表 沖縄弁護士会 会長

## (2) 社外役員的主要活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
細見昌裕	1年10カ月	取締役会15回中15回	専門的見地及び豊富な経験に基づき、適宜、質問及び意見を述べております。
安藤弘一	10カ月	取締役会12回中12回	専門的見地及び豊富な経験に基づき、適宜、質問及び意見を述べております。
当山恵子	10カ月	取締役会12回中12回	専門的見地及び豊富な経験に基づき、適宜、質問及び意見を述べております。
本永浩之	5年10カ月	取締役会15回中12回 監査役会16回中14回	専門的見地及び豊富な経験に基づき、適宜、質問及び意見を述べております。
大城肇	1年10カ月	取締役会15回中15回 監査役会16回中16回	専門的見地及び豊富な経験に基づき、適宜、質問及び意見を述べております。
村上尚子	10カ月	取締役会12回中12回 監査役会13回中12回	専門的見地及び豊富な経験に基づき、適宜、質問及び意見を述べております。

独立性の高い社外取締役が、それぞれ中立的な立場から公正かつ客観的な経営監督機能を発揮し、取締役の業務の執行状況や内部統制の運用状況などについて適切な提言・助言を行っており、監督機能を発揮しております。

社外取締役に対して、当行外でも取締役会議案などを事前に閲覧できるタブレット端末を配布しております。また、主管部である総合企画部は、社外取締役に対して各部の部長が取締役会議案を事前に説明する機会を設けるなどサポート体制を構築しております。

## (3) 社外役員に対する報酬等

(単位：人、百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	9	25	—

## (4) 社外役員の見解

該当事項はありません。

#### 4 当行の株式に関する事項

- (1) 株式数 発行可能株式総数 44,000千株  
発行済株式の総数 24,240千株  
(自己株式364千株を含む。)
- (2) 当年度末株主数 7,771名
- (3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	1,128千株	4.72%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,078	4.51
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	969	4.06
沖縄土地住宅株式会社	709	2.97
日本生命保険相互会社	668	2.80
沖縄銀行行員持株会	652	2.73
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE U.S.TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	626	2.62
沖縄電力株式会社	592	2.48
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE HCR00	592	2.48
住友生命保険相互会社	547	2.29

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。  
2. 持株比率は、自己株式（364,514株）を控除して計算しております。

#### (4) 役員保有株式

該当事項はありません。

## 5 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の状況

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 平 木 達 也 指定有限責任社員 城 戸 昭 博	60百万円	(非監査業務) 新収益認識基準導入に係る助言指導業務等  (会計監査人の監査報酬に同意した理由) 監査役会は、関係部署及び会計監査人からの資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検証した結果、「監査報酬」は妥当であると認め同意いたしました。

- (注) 1. 当該事業年度に係る報酬等は、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査についての報酬額を監査法人との契約において明確に区分しておりません。  
2. 当行並びに子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額  
81百万円

### (2) 責任限定契約

該当事項はありません。

### (3) 補償契約

- イ. 在任中の会計監査人との間の補償契約  
該当事項はありません。
- ロ. 補償契約の履行等に関する事項  
該当事項はありません。

### (4) 会計監査人に関するその他の事項

(会計監査人の解任又は不再任の決定の方針)

監査役会は、会計監査人が職務の遂行上、法令等違反や会計監査の適正性及び信頼性を害する事由の発生等により、当行の監査業務に重大な支障を来すおそれがある事態が認められた場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると判断した場合には、監査役全員の同意によって会計監査人を解任することを検討いたします。

## 6 会計参与に関する事項

該当事項はありません。



第90期末 (2021年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目		金 額	科 目		金 額
(資産の部)			(負債の部)		
現預金	預け	454,347	預当座	預金	2,331,292
現預金	預け	54,637	当座	預金	23,512
預入金	預け	399,709	普通貯蓄	預金	1,605,958
買入金	債	181	通定期	預金	8,717
有価証券	債券	421,084	その他	預金	237
国地方	債	105,328	の他の	預金	653,037
地社株	債	155,948	借入	預金	39,831
株	式	96,662	借入	預金	134,000
その他	券	24,519	外 国	替	10
の他の	金	38,626	売 渡	為	10
貸出	形	1,719,445	信託	替	15,236
引形	付	4,143	未決	借	4,870
手証	付	87,661	未決	替	85
当座	越	1,545,523	未払	等	538
外 国	替	82,118	前払	用	904
取 立	け	5,323	前融	益	495
その	替	5,315	金 融	品	219
未決	産	7	リ 一	務	438
前決	貸	24,114	資 産	債	310
未払	用	128	そ の	負	310
金 融	益	124	賞 与	債	1,878
の 他	品	1,909	退 職	金	629
形 固	産	5	株 式	金	16
定 資	産	21,946	信 託	金	671
資 産	物	18,423	託 元	金	156
地 産	地	4,282	睡 眠	金	39
定 資	産	11,674	再 評	金	248
資 産	定	299	価 値	債	1,168
資 産	資	122	支 払	負	7,422
資 産	産	2,044	負 債	の 部	合 計
無 形	資	2,648	(純 資 産 の 部)		
ソ フ ト	産	1,531	資 本	金	22,725
その	工	1,116	本 剩	金	17,631
無 形	産	294	資 本	金	17,623
延 税	産	7,422	の 他	金	7
支 払	産	△7,901	利 益	金	101,668
倒 引	返		利 益	金	9,535
	金		そ の	金	92,133
			他 利	金	87,320
			別 途	金	4,813
			繰 越	金	△1,544
			自 己	式	
			株 主	株	140,480
			資本	合 計	7,783
			その	金	1,201
			他 有	金	8,984
			価 証	金	157
			土 地	金	149,622
			再 評	金	2,645,385
			価 差	金	
			額 差	金	
			額 差	金	
			等 合	金	
			計 約	金	
			新 株	金	
			予 約	金	
			純 資	金	
			産 の	金	
			部 合	金	
			計	金	
			負 債	金	
			及 び	金	
			純 資	金	
			産 の	金	
			部 合	金	
			計	金	
			2,645,385	2,645,385	

第90期 (2020年4月1日から) 損益計算書  
(2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

				金	額
経	科	目			36,473
資	常	運	収	益	29,113
貸	金	出	利	息	24,542
有	価	証	配	金	4,532
二	一	ル	ン	息	△9
預	の	け	利	息	15
そ	の	他	入	息	32
信	務	託	受	報	102
役	受	取	引	等	4,961
そ	の	他	替	手	1,707
そ	外	他	の	務	3,253
外	国	有	業	務	716
国	品	為	替	売	219
債	債	価	券	売	1
の	等	価	常	却	495
債	他	経	取	収	1,579
株	却	債	取	立	113
式	式	等	売	却	554
の	の	の	常	収	910
経	常	費	費	用	30,109
資	金	調	達	利	500
預	一	金	ネ	一	369
二	券	借	引	支	0
債	貸	マ	取	払	0
借	用	取	金	利	0
金	ス	ツ	の	払	4
そ	の	引	替	利	127
役	務	の	手	費	3,380
支	支	業	務	数	309
そ	の	債	務	用	3,070
国	債	等	券	費	1,019
営	の	業	常	却	1,019
そ	倒	引	経	費	22,075
貸	出	当	金	入	3,133
貸	式	金	繰	額	2,083
株	等	等	償	却	342
株	式	等	却	却	429
信	元	補	引	金	52
睡	金	戻	失	繰	17
そ	の	の	経	入	49
			常	額	158
経	常	利		益	6,363
特	別	利		益	69
固	資	処	分		69
定	産	分			
特	別	損	処	分	73
固	資	分			
定	産	利			
税	引	前	期	純	6,359
法	人	当	純	業	
法	税	期	利	税	1,642
人	住	及	等	額	194
法	民	等	等	計	
法	税	等	調	算	1,837
人	税	等	等	益	
当	期	純	利		4,522

第90期末 (2021年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	455,116	預借金	2,315,055
買入金銭債権	647	外国為替	146,263
金銭の信託	2,411	信託勘定借	10
有価証券	420,545	その他負債	15,236
貸出金	1,706,215	賞与引当金	19,770
外国為替	5,323	役員賞与引当金	832
リース債権及びリース投資資産	18,012	退職給付に係る負債	27
その他資産	43,774	役員退職慰労引当金	2,484
有形固定資産	18,750	株式報酬引当金	35
建物	4,298	信託元本補填引当金	156
土地	11,696	利息返還損失引当金	39
リース資産	147	睡眠預金払戻損失引当金	47
建設仮勘定	125	特別法上の引当金	248
その他の有形固定資産	2,483	繰延税金負債	5
無形固定資産	2,845	再評価に係る繰延税金負債	147
ソフトウェア	1,674	支払承諾	1,168
リース資産	7	負債の部合計	7,422
その他の無形固定資産	1,162	(純資産の部)	2,508,951
繰延税金資産	1,345	資本金	22,725
支払承諾見返	7,422	資本剰余金	19,655
貸倒引当金	△9,846	利益剰余金	111,393
		自己株式	△1,544
		株主資本合計	152,229
		その他有価証券評価差額金	8,135
		土地再評価差額金	1,201
		退職給付に係る調整累計額	△987
		その他の包括利益累計額合計	8,350
		新株予約権	157
		非支配株主持分	2,876
		純資産の部合計	163,612
資産の部合計	2,672,564	負債及び純資産の部合計	2,672,564

第90期（2020年4月1日から）連結損益計算書  
（2021年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目		金 額
経常収益		51,788
資金運用収益		28,068
貸出金利息		25,251
有価証券利息配当金		2,756
コールローン利息及び買入手形利息		△9
預け金利息		15
その他の受入利息		53
信託報酬		102
役務の取引等収益		5,351
その他の経常収益		14,908
償却債権取立		3,358
その他の経常収益		370
経常費用		2,988
資金調達費用		533
預金利息		366
コールマネー利息及び売渡手形利息		0
債券貸借取引支払利息		0
借入金利息		47
金利スワップ支払利息		4
その他の支払利息		115
役務の取引等費用		3,005
その他の経常費用		12,697
貸倒引当金の繰入額		24,179
その他の経常費用		3,437
貸倒引当金の繰入額		1,921
その他の経常費用		1,516
特別利益		7,934
固定資産処分益		70
特別損失		76
固定資産処分損失		76
税金等調整前当期純利益		7,929
法人税、住民税及び事業税		2,390
法人税等調整額		244
法人税等合計		2,635
当期純利益		5,293
非支配株主に帰属する当期純利益		86
親会社株主に帰属する当期純利益		5,207

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月10日

株式会社 沖 縄 銀 行  
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ  
那 覇 事 務 所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 平 木 達 也 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 城 戸 昭 博 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社沖縄銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの第90期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、

監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係  
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2021年5月10日

株式会社 沖 縄 銀 行  
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ  
那 覇 事 務 所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 平 木 達 也 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 城 戸 昭 博 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社沖縄銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社沖縄銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は

集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・ 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第90期事業年度の取締役の職務の執行に關して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規則に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

## (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及び有限責任監査法人トーマツから受けております。

## (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

## (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月11日

株式会社 沖縄銀行 監査役会

常勤監査役	伊計 衛	㊟
社外監査役	本永 浩之	㊟
社外監査役	大城 肇	㊟
社外監査役	村上 尚子	㊟

以上